

子ども・子育て支援の

事業展開

第4章 子ども・子育て支援の事業展開

本計画は、第4章において子ども・子育て支援法に基づく事業展開と、第5章において次世 代育成支援対策推進法に基づく施策展開を体系的に記載しています。

第4章では、基本理念を実現するための基本目標の一つである「地域における子育て支援の 充実」の中でほとんどの事業を推進しますが、唯一『妊婦健康診査』は「親と子の健康確保お よび増進」の中で推進します。次頁以降において各事業の具体的な確保策等を記載しています。

1 教育・保育事業の提供区域

本市では地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育事業の現在の利用状況や施設整備状況などを総合的に勘案し、地域の実情に応じた教育・保育提供区域の設定、当該区域が地域型保育事業の認可の際に行う需給調整の判断基準、地域子育て支援事業の提供区域も踏まえて、十和田市全域を1区域として設定しました。

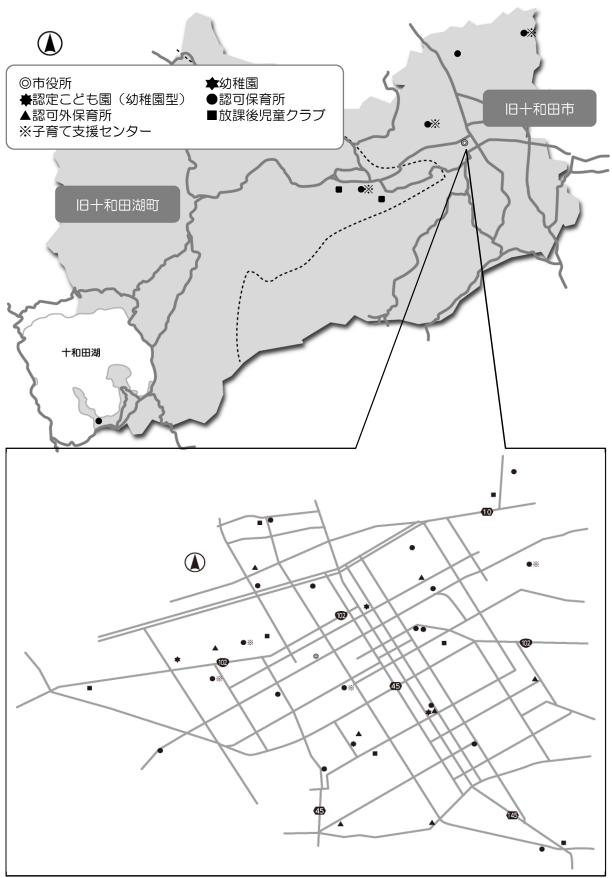
区域設定に至った主な理由としては、以下の事項が判断材料となりました。

- ①平成17年1月に(旧)十和田市と(旧)十和田湖町と新設合併した経緯がありますが、 平成25年10月1日現在の子ども人口は0~5歳が2,830人のうち旧十和田湖町の子ど も人口が132人と少なく、経済圏域が一体的であることに加え、多様な施設の利用が求 められていること。
- ②市内居住のほとんどの子育て家庭は、就労状況等により施設を選択しており、移動手段として自家用車を活用している現状や送迎サービスにより広域利用の可能な教育・保育事業と、各地域の実情に応じて必要な地域型保育事業を区分けした整備が可能であること。
- ③地域子ども・子育て支援事業においても、地域の子ども人口等の増減等の各地域実情に応じて柔軟な整備が可能であること。



図4.1 子ども・子育て支援事業関連施設の位置図

【事業の提供区域は、十和田市全域を1区域として設定しています。】

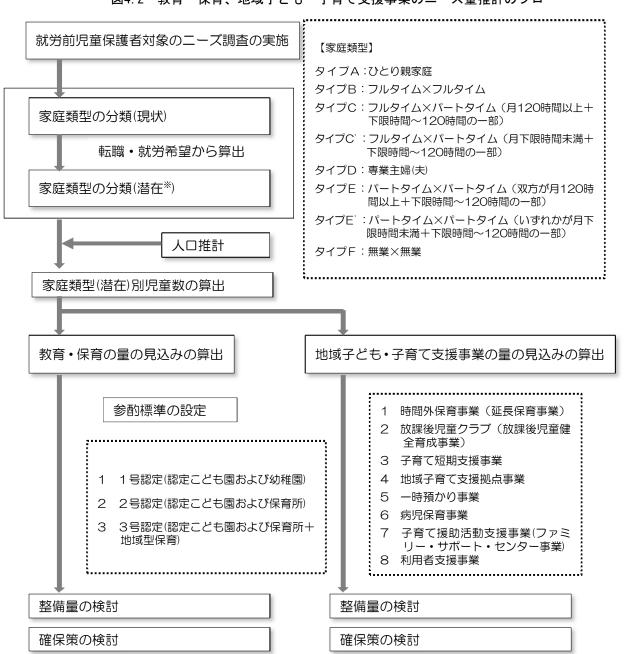


2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の推計

(1) 推計の手順

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計にあたっては、就学前児童の 保護者を対象者としたニーズ量調査の結果をもとに、国が示した「市町村子ども・子育て 支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」の手順に沿って算出し、 本市の地域特性の整合性等を検証しながら、一部補正を行いました。

図4.2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計のフロー



[※]潜在…父親・母親の現在の就労状況を考慮した家庭類型の分類に対し、父親・母親の就労意欲を考慮した 場合の家庭類型の分類。



(2) 子ども人口の推計

本市の子ども人口の推計について、0~5歳では平成25年の2,803人から平成31年には2,474人と推計され329人(11.7%)の減少が予測されています。一方、6~11歳においても平成25年の3,341人から平成31年には2,867人と推計され474人(14.2%)の減少が予測されています。

平成25年 平成29年 平成30年 平成31年 平成26年 平成27年 平成28年 0~11歳 6, 144 5, 954 5, 817 5, 634 5, 525 5, 440 5, 341 O歳 1歳 2歳 3歳 4歳 5歳 0~5歳 2.803 2, 779 2.685 2.673 2.603 2. 547 2, 474 6歳 7歳 8歳 9歳 10歳 11歳 6~11歳 3, 341 2, 922 3, 175 3, 132 2, 961 2, 893 2, 867

表4.1 子ども人口の推計

資料:住民基本台帳からセンサス変化率法による推計(各年4月1日)

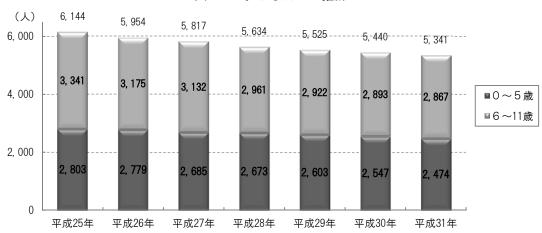


図4.3 子ども人口の推計

3. 7

8.9

0. 1

0.0

0.3

(3) 家庭類型(現状・潜在)別児童数の算出

家庭類型(現状・潜在)別児童数の算出では、国の手引きに従ってニーズ調査結果から 家庭類型の現状割合とともに、今後1年以内に転職の希望や無業からの就労希望等の意向 を反映させた潜在割合を算出します。

現状 潜在 家庭類型 説 眀 (%) (%) タイプA 13. 5 13. 5 ひとり親家庭 タイプB フルタイム×フルタイム 50. 0 53. 4 フルタイム×パートタイム タイプC 20. 5 20.0 (月120時間以上+下限時間~120時間の一部) フルタイム×パートタイム タイプC' 3. 4 (月下限時間未満+下限時間~120時間の一部) タイプD 専業主婦 (夫) 12. 2 パートタイム×パートタイム タイプE 0. 1 (双方が月120時間以上+下限時間~120時間の一部) パートタイム×パートタイム タイプE' 0.0 (いずれかが月下限時間未満+下限時間~120時間の一部) タイプF 無業×無業 0.3

表4.2 児童(0~5歳)の家庭類型(現状・潜在)の割合

そして、平成27~31年度の推計児童数に家庭類型(潜在)別の割合を乗じてそれぞれ の児童数を算出します。

平成28年度 平成27年度 平成29年度 平成30年度 平成31年度 潜在割合 家庭類型 (%) (人) (人) (人) (人) タイプA 13.5 362 361 351 344 334 タイプB 53. 4 1, 434 1, 428 1, 390 1, 360 1, 321 535 タイプC 20. 0 538 521 510 496 タイプC' 3. 7 100 99 97 94 92 8.9 239 238 232 227 220 タイプD 4 タイプE 0. 1 4 4 4 4 0.0 0 0 0 0 0 タイプE' 7 0.3 8 8 8 タイプF 8 推計児童数 100.0 2. 685 2. 673 2.603 2. 547 2. 474 (0~5歳)

表4.3 推計年度別の児童数(0~5歳)



(4)教育・保育事業のニーズ量見込み

教育・保育事業ニーズ量の見込みは、家庭類型(潜在)別児童数に各事業の予測利用率 (希望率を精査した率)を乗じて算出します。その結果、本市に居住する就学前児童の教育・保育事業ニーズ量の見込みは以下のとおりです。

表4.4 本市に居住する就学前児童の教育・保育事業ニーズ量の見込み

				市内に居住	主する児童	
			1号(人)	2号(人)	3号(人) 0歳児	3号(人) 1・2歳児
	必要利	用者数(①)	118	1, 217	307	780
	+= /⊥	施設型給付	205	1, 087	268	710
平成 27	提供 体制	地域型保育給付			3	16
	(全)	認可外(地方単独)		57	5	29
		確認を受けない幼稚園	140			
	2-1)	227	-73	-31	-25
	必要利	用者数(①)	121	1, 242	296	757
		施設型給付	205	1, 087	268	710
平成 28	提供 体制	地域型保育給付			3	16
²⁰ 年度	(2)	認可外(地方単独)		57	5	29
'~	()	確認を受けない幼稚園	140			
	2-1)	224	-98	-20	-2
	必要利	用者数(①)	118	1, 212	288	736
	10 ///	施設型給付	205	1, 097	268	700
平成 29	提供 体制	地域型保育給付			3	16
左5 年度	(全)	認可外(地方単独)		57	5	29
'~)	確認を受けない幼稚園	140			
	2-1)	227	-58	-12	9
	必要利	用者数(①)	116	1, 194	280	714
		施設型給付	205	1, 107	268	690
平成 30	提供 体制	地域型保育給付			3	16
30 年度	(2)	認可外(地方単独)		57	5	29
'~)	確認を受けない幼稚園	140			
	2-1)	229	-30	-4	21
	必要利	用者数(①)	113	1, 158	271	696
		施設型給付	205	1, 107	268	690
平成 31	提供	地域型保育給付			3	16
31 年度	体制 (②)	認可外(地方単独)		57	5	29
))	確認を受けない幼稚園	140			
	2-1)	232	6	5	39

(5) 地域子ども・子育て支援事業のニーズ量見込み

地域子ども・子育て支援事業のニーズ量見込みは、家庭類型(潜在)別児童数に各事業の予測利用率(希望率を精査した率)を乗じて算出します。その結果、本市に居住する就学前児童の地域子ども・子育て支援事業のニーズ量見込みは以下のとおりです。

表4.5 本市に居住する就学前児童の地域子ども・子育て支援事業ニーズ量の見込み

	当	実績	見込			推計		
	単 位 一位	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
利用者支援事業	か所	0	0	1	1	1	1	1
時間外保育事業	人	1, 194	1, 184	999	994	968	947	920
放課後児童 健全育成事業								
小学1~3年生	人	416	439	550	580	550	542	531
小学4~6年生	人	0	0	138	153	144	142	139
子育て短期支援事業	人日	0	0	60	60	59	57	56
地域子育て支援 拠点事業(月)	人回	1, 438	1, 406	1, 767	1, 713	1, 664	1, 616	1, 571
一時預かり事業								
幼稚園の預かり保育	人日	21, 127	21, 215	23, 421	23, 894	23, 319	22, 964	22, 288
ー時預かり (ファミサポの未就学 児利用含む)		561	556	722	719	699	683	662
ファミリー・サポート・ センター事業 (就学児のみ)	人日	298	285	219	206	204	202	200
病児保育事業 (緊サポ含む)	人日	793	786	834	830	808	790	768
妊婦健康診査	実績:人 推計:人日	447	433	5, 642	5, 446	5, 292	5, 152	4, 984
乳児家庭全戸訪問事業	人	426	433	403	389	378	368	356
養育支援訪問事業	人	0	0	0	0	0	0	0



3 施設型事業

(1)教育施設(幼稚園、認定こども園)

幼稚園とは学校教育法に基づく教育機関で、保護者の就労状況にかかわらず3歳から入園できます。3歳になる学年(満3歳児)の受け入れや預かり保育を行っている園もあります。一方、認定こども園とは認可幼稚園と認可保育所を併設した施設であり、基本的に幼稚園・保育所を利用することに違いはありません。

事業の現状

- 〇二ーズ調査結果から就学前児童の利用状況をみると、「幼稚園」は9.0%、「認定こども園」は1.9%の利用があります。
- 〇二ーズ調査の自由意見をみると、「幼稚園でも土曜預り保育や延長保育が充実しても らえると助かります。」という内容の要望がありました。

事業量の確保策

<平成27~31年度>

- ○市内全体でのニーズは確保されており、提供体制に不足は生じない見込みとなります。
- 〇既存施設(保育施設から認定こども園への移行を予定している施設を含む)により教育 を提供します。
- 〇幼稚園に認定こども園への移行情報を提供し、新制度への対応を促します。

		実績(人)			推 計(人)		
		平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
1)‡	推計利用者数	343	201	206	201	198	192
	1号認定	260	118	121	118	116	113
	2号認定	83	83	85	83	82	79
② ‡	是供量	600	380	380	380	380	380
	市内施設	600	380	380	380	380	380
差	異(②一①)	257	179	174	179	182	188

表4.6 教育施設の年度別見込量と提供量

(2) 保育施設(認可保育所、認定こども園、地域型保育事業)

認可保育施設とは保護者の就労や病気などで、家庭でお子さんをみることができない場合に保護者の代わりに保育する施設であり、県の認可を受けた施設です。一方、認定こども園とは認可幼稚園と認可保育所を併設した施設であり、基本的に幼稚園・保育所を利用することに違いはありません。また、地域型保育事業とは小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育施設、居宅訪問型保育事業の総称です。

事業の現状

- 〇二ーズ調査結果から就学前児童の利用状況をみると、「認可保育所」は65.2%、「認定こども園」は1.9%、「事業所内保育施設」は0.5%の利用があります。なお、本市では「小規模保育事業」「家庭的保育事業」「居宅訪問型保育事業」は実施していないため、利用がありませんでした。
- 〇二ーズ調査の自由意見をみると、「認可保育所で個々に延長保育料や時間が違うのでは なく、統一してほしいです。仕事の都合で、日曜、祭日も行える保育所をつくってほし いです。」という内容の要望が多数ありました。
- ○快適な保育環境の整備と入所児童の安全を図るため、老朽化した保育施設の整備支援を 計画的に実施しています。
- ○平成26年度、認可外保育施設5か所について認可保育所への移行を支援しました。

事業量の確保策

〈平成27~31年度〉

- 〇既存の施設の定員拡大、幼稚園から認定こども園への移行、地域型保育事業の実施等により、提供体制を確保します。
- ○年齢別または施設単位で、定員構成を見直し実態に即した定員設定に努めます。

			実績(人)			推計(人)		
			平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
1)‡	佳計 :	利用者数	2, 105	2, 221	2, 210	2, 153	2, 106	2, 046
	2 5	号認定	1, 112	1, 134	1, 157	1, 129	1, 112	1, 079
	3 5	号認定	993	1, 087	1, 053	1, 024	994	967
		O歳	305	307	296	288	280	271
		1・2歳	688	780	757	736	714	696
② 技	是供	里里	2, 105	2, 140	2, 140	2, 140	2, 140	2, 140
	市区	内施設	2, 105	2, 140	2, 140	2, 140	2, 140	2, 140
差郹	差異 (②一①)		0	-81	-70	-13	34	94

表4.7 保育施設の年度別見込量と提供量

(3)認定こども園【再掲】

認定こども園とは、幼稚園・保育所のうち、教育・保育を提供する機能と、地域における子育て支援を行う機能を備えた県の認定を受けた施設です。幼稚園と保育所の両方の良さをあわせ持っており、保護者が働いている、いないに関わらず利用でき、保護者の就労状況が変化した場合でも、通い慣れた園を継続して利用できることが大きな特長です。

また、認定こども園には地域における子育て支援の場が用意された施設でもあることから、園に通っていない子どもの家庭も、子育て相談や親子の交流の場への参加などを利用することができます。

十和田市



事業の現状

- 〇二ーズ調査結果から就学前児童の利用状況をみると、「認定こども園」は1.9%の利用があります。
- 〇二ーズ調査の自由意見をみると、「認定こども園が市内にもっと増えることを希望します。」という内容の要望がありました。
- ○幼稚園型認定こども園が1施設となっています。

事業量の確保策

- 〈平成27~31年度〉
 - 〇需要の状況に応じ、事業者からの申請に基づき認定こども園を設置します。
 - 〇既存の幼稚園と認可保育所に認定こども園への移行希望があれば新たに設置を促し、提供体制を確保します。

4 地域型保育事業

地域型保育事業は、少人数の単位で実施する事業で、次の(1)から(4)まで4事業の類型があります。

(1) 小規模保育事業

国が定める最低基準に適合した保育施設で、市町村の認可を受けた定員6~19人のものです。これまで本市では実施していない事業ですが、平成27年度から1施設で実施します。

(2) 家庭的保育事業

保育ママなど、保育者の家庭などでお子さんを預かるサービスです。しかし、本市では 現在実施していない事業です。

計画期間内においても実施の予定はありませんが、今後のニーズの動向をみていきます。

(3) 事業所内保育事業

企業などが、主に従業員用に運営する保育施設で従業員の子どもと地域の子どもの保育を一緒に実施する事業です。しかし、十和田市では現在実施していない事業です。ニーズ調査結果をみると就学前児童のO.5%が「事業所内保育施設」を利用しており、自由意見には「親が働いている場所(企業、会社、病院など)に保育所や幼稚園があれば良いと思う。」という要望がありました。

(4)居宅訪問型保育事業

ベビーシッターのような保育者が、お子さんの家庭で保育するサービスです。しかし、 本市では現在実施していない事業です。

計画期間内においても実施の予定はありませんが、今後のニーズの動向をみていきます。

(5) 認可外保育施設

児童福祉法に基づく都道府県の認可を受けていない保育施設ですが、都道府県が定める 基準を満たした施設です。しかし、新制度による給付対象施設ではありません。



5 相談支援事業

(1) 利用者支援事業

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育事業や地域の子育て支援事業等の 情報提供および必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施 する事業です。

事業の現状

〇二ーズ調査の自由意見をみると、「子ども手当ての事や保育所入所申し込みなどで市役 所に行く機会があるが、職員の対応にいつも不満に思うし、とても安心して相談できる 環境ではないと感じる。わからない事など気軽に相談できる場所があるといいと思う。」 という要望がありました。

事業量の確保策

〈平成27~31年度〉

- 〇子育て支援に対する総合的な相談や多様な子育て支援事業の中から最適な子育て支援 事業を利用者につなげるため、市役所窓口での総合的な相談体制を整備します。
- ○専門的な相談員の配置を検討します。

	実績(か所)							
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度		
①実施か所数	0	1	1	1	1	1		
②提供量か所数	0	1	1	1	1	1		
差異 (2-1)	0	0	0	0	0	0		

表4.8 利用者支援事業の年度別見込量と提供量

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児およびその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

事業の現状

- ○交流の場の提供、子育て関連情報の提供、子育て支援に関する講習等を7施設で実施しています。
- 〇二ーズ調査結果から就学前児童の利用状況をみると、「地域子育て支援拠点事業」は 5.3%の利用があります。
- 〇二ーズ調査の自由意見をみると、「支援センターを利用していますが、毎回楽しい企画 や、先生も明るくとても楽しく育児ができます。ありがとうございます。」という意見

が多数ありますが、「子育て支援センターを利用していたが、駐車場が少なく、参加人数に対しての先生が少ない感じもした。」という要望もありました。

事業量の確保策

- 〈平成27~31年度〉
 - 〇既存の7施設により提供体制が確保されています。
 - ○今後の利用状況の推移を見ながら適正な実施か所数の検討を行います。
 - 〇これまでの実績をもとに、事業内容の積極的な周知活動を行い、各施設がそれぞれの特色を生かして事業を推進します。

表4.9 地域子育で支援拠点事業の年度別見込量と提供量

	実績(人回))		ŧ	推計(人回))	
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①年間総利用数	17, 256	21, 204	20, 552	19, 964	19, 394	18, 855
②提供量	17, 256	21, 204	20, 552	19, 964	19, 394	18, 855
差異 (②一①)	0	0	0	0	0	0



6 訪問系事業

(1) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

事業の現状

○市内の乳児のいる家庭を全戸訪問し、「子どもすこやか手帳」を配布して子育て支援に 関する情報提供や養育環境等の把握を行っています。

事業量の確保策

<平成27~31年度>

○市内すべての出生児の家庭を対象として実施しているため、現状の提供体制を維持し実施します。

	実績(人)	推計(人)				
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①年間実利用者数	426	403	389	378	368	356
②提供量	426	403	389	378	368	356
差異 (2-1)	0	0	0	0	0	0

表4.10 乳児家庭全戸訪問事業の年度別見込量と提供量

(2)養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を 行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

本市では、訪問事業を実施していませんが、これまで家庭相談員及び婦人相談員を配置 し、児童養育や家庭福祉の相談に応じているほか、児童虐待の案件には「要保護児童対策 協議会」等、関係機関と連携して対応を図っています。今後も引き続き関係機関等と協力 しながら支援が必要な子育て家庭の指導・助言等を実施します。

7 通所系事業

(1)子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった 児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業(短期入所生活援助事業(ショートスティ事業)および夜間養護等事業(トワイライトスティ事業))です。

事業の現状

- 〇本市では現在実施していません。
- 〇二ーズ調査結果から就学前児童の利用状況をみると、「短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)」「夜間養護等事業(トワイライトステイ事業)」ともに利用はありませんでした。

事業量の確保策

〈平成27~31年度〉

〇これまで、事業の実施がありませんでしたが、ニーズに対応できるよう平成28年度以 降の実施に向け、提供体制の検討を行います。

	実績(人日)		‡	惟 計(人日)	
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①年間総利用数	0	60	60	59	57	56
②提供量	0	0	60	60	60	60
差異 (2-1)	0	-60	0	1	3	4

表4.11 子育て短期支援事業の年度別見込量と提供量

(2) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

事業の現状

- 〇二ーズ調査結果から就学前児童の利用状況をみると、「一時預かり」は2.4%の利用があります。
- 〇二ーズ調査の自由意見をみると、「子どもを急に預けたい時や週に何日か短時間預けたい時など、気軽に利用できる保育所や幼稚園があるといいなと思います(個人に預けるのではなく)。」という内容の要望が多数ありました。



事業量の確保策

- 〈平成27~31年度〉
 - 〇既存の幼稚園または保育所等により提供体制が確保されているため、現状の提供体制を 維持し実施します。
 - ○幼稚園の預かり保育の充実について協議していきます。

表4.12 一時預かり事業の年度別見込量と提供量

		実績(人日)		‡	推 計(人日))	
		平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
1):	年間総利用数	21, 127	23, 421	23, 894	23, 319	22, 964	22, 288
	1号認定	712	856	873	852	839	815
	2号認定	20, 415	22, 565	23, 021	22, 467	22, 125	21, 473
2	提供量	21, 127	23, 400	23, 400	23, 400	23, 400	23, 400
差	異 (②一①)	0	-21	-494	81	436	1, 112

(3) 時間外保育事業(延長保育事業)

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日および利用時間以外の日および時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

事業の現状

- 〇市内にある認可保育所23園、全施設で実施しています。
- 〇二ーズ調査の自由意見をみると、「保育所にあずけているが20時頃まであずけられるところを増やして欲しい。保育所を選ぶ時に20時まで保育してくれる所が少なく、ファミリー・サポート・センターにあずけて延長するしかなかった。保育所でもう少し長く見てくれれば!経済的に楽になる。早く子どもを迎えに行くために、仕事に制約ができてしまう。」という内容の要望がありました。

事業量の確保策

〈平成27~31年度〉

- 〇既存の施設により提供体制が確保されているため、現状の提供体制を維持し実施します。
- 〇二一ズは確保されていますが、需要があれば時間の拡大等について調整を図ります。

表4.13 時間外保育事業(延長保育事業)の年度別見込量と提供量

	実績(人)			推計(人)		
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①年間実利用者数	1, 194	999	994	968	947	920
②提供量	1, 590	1, 925	1, 925	1, 925	1, 925	1, 925
差異 (2-1)	396	926	931	957	978	1, 005

(4) 病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時 的に保育等する事業です。

事業の現状

- 〇病児保育事業は、市内1施設で開設しています。
- 〇二一ズ調査結果から就学前児童の利用状況をみると、実際に「病児・病後児の保育を利用した」方は5.6%と僅かですが、父親・母親が休んで対処した方の42.3%が「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と希望しています。また、小学校児童では「病児・病後児の保育を利用した」方は1.8%、父親・母親が休んで対処した方の21.6%が「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と希望しています。
- 〇二ーズ調査の自由意見をみると、「病児、病後児の入所施設が東病院しかなく、しかも受け入れ人数が少ないため、他にも施設数を増やしてほしい。」「病児施設の定員枠の拡大と、もう少し時間を延長して頂けると助かります。(6時頃まで)」「病児、病後児の保育施設を増やしてほしいです。みてもらえる子どもの年齢も小学生高学年までに広げてもらえたらうれしいです。」という内容の要望が多数ありました。

事業量の確保策

〈平成27~31年度〉

- ○受け入れ定員の拡大を行いながら現在の提供体制を維持して実施します。
- 〇提供体制は確保されてはいますが、ニーズ調査結果を踏まえ医療機関と連携し一体的な 施設増を検討します。

	実績(人日)							
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度		
①年間総利用数	793	834	830	808	790	768		
②提供量	1, 000	1, 500	1, 500	1, 500	1, 500	1, 500		
差異 (2-1)	207	666	670	692	710	732		

表4.14 病児保育事業の年度別見込量と提供量

(5) 放課後児童クラブ (放課後児童健全育成事業)

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊びおよび生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

事業の現状

〇小学校1・2年生の児童を対象に、9施設において事業が行われています。



- 〇定員に満たない施設においては、3年生以上の児童も受け入れています。
- 〇二-ズ調査結果から就学前児童の利用希望状況をみると、小学校低学年のうちは45.7%、高学年のうちは13.6%が「放課後児童クラブ(仲よし会)」の利用を希望しています。小学校児童の利用希望ではそれぞれ27.7%、13.4%が利用を希望しています。また、小学3年生の調査結果から高学年の利用希望状況をみると、11.7%の利用希望となっています。
- ○二一ズ調査の自由意見をみると、「高学年の子も放課後長期休みに利用できる場(仲よし会)をぜひ作って頂きたいと思います。」「仲よし会の利用時間について、長期休業中の開始時間を早くしてほしいです。(現在8:30→7:30)併せて冬期間の終了時間を延長していただけると大変助かります。(現在18:00→19:00)」という内容の要望が多数ありました。

事業量の確保策

〈平成27~31年度〉

- ○対象児童を6年生まで拡大するとともに放課後子ども教室との連携を進め、放課後における児童支援策の拡充を図ります。
- ○仲よし会の定員の見直しや学校の余裕教室の活用等により受け入れ体制を整えます。
- ○未設置校区への設置について調整を図ります。

表4.15 放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)の年度別見込量と提供量

		実績(人)			推 計(人)		
		平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
1	年間実利用者数	416	688	733	694	684	670
	小学1~3年生	416	550	580	550	542	531
	小学4~6年生	0	138	153	144	142	139
2	提供量	435	714	784	784	784	784
	小学1~3年生	435	550	580	580	580	580
	小学4~6年生	0	164	204	204	204	204
差	異 (②一①)	19	26	51	90	100	114

※ 放課後子ども総合プランの推進

次代を担う人材を育成するため、すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、 多様な体験活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課 後子ども教室の計画的な整備を推進する目的で、平成26年7月に文部科学省と厚生労働 省が連携して策定したものです。

本市の現状

〇本市の小学校は、平成26年度においては17校となっています。

〇放課後児童クラブ(仲よし会)は9校、放課後子ども教室は11校で実施しています。

事業量の確保策

○児童の放課後等の安全・安心な居場所の確保は、地域・学校にとって重要課題であることから、本市においても、放課後児童の多様なニーズに対応するため、同プランに基づき、放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)の確保策に加え下表に掲げる事業を推進していきます。

表4.16 放課後子ども総合プランの推進方策等

項目	推進方策等
ー体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども 教室の平成31年度に達成されるべき目標事 業量	1 か所
放課後子ども教室の平成31年度までの整備 計画	希望する小学校を調査、把握し、計画的な整備を推進 する。
放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的、又は連携による実施に関する具体的な方策	両事業の情報共有を図り、双方を有効に活用できるよう、打ち合わせの場を設ける。
小学校余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策	運営委員会等において、余裕教室の活用状況等の協議 を行い、可能な範囲で活用を推進する。
放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策	放課後活動の実施にあたって情報交換の場を設け、総合的に取り組むとともに、責任体制を明確化し推進する。
地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所 時間の延長に係る取組	地域ニーズや実情を心まえて実施を推進する。



8 その他事業

(1) ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業)

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

事業の現状

- ○1事業者に委託し実施しています。
- 〇二ーズ調査結果から就学前児童の利用状況をみると、就学前児童では小学校低学年・高学年ともにO.7%が「ファミリー・サポート・センター」の利用を希望しています。小学校児童では小学校低学年・高学年ともに希望者はいません。
- 〇二-ズ調査の自由意見をみると、「ファミリー・サポート・センターの利用料の設定が 結構高いので、利用しづらかったです。」という同様の意見が多く、また「ファミリー・ サポート・センターは利用してみたいが、実際にどれ位の人が利用しているのか、安心 して預ける事ができるのか等全くわからないので、広報や市のホームページ等で詳しく 情報発信して欲しい。」という要望もいくつかありました。

事業量の確保策

- 〈平成27~31年度〉
 - ○現在の提供体制を維持し、事業の周知を図ります。
 - 〇ファミリー・サポート・センター事業の提供会員の増員に努めます。

表4.17 ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業) の年度別見込量と提供量

	実績(人日)	推計(人日)				
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①年間総利用数	298	219	206	204	202	200
②提供量	298	270	270	270	270	270
差異 (2-1)	0	51	64	66	68	70

(2) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持および増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の 把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医 学的検査を実施する事業です。

事業の現状

○妊娠届の時に母子健康手帳と一緒に健康診査受診票を交付し、妊婦健康診査の充実と経

済的負担の軽減を図っています。

事業量の確保策

〈平成27~31年度〉

- ○妊娠届出があった市民を対象としているため、現状の提供体制を維持します。
- 〇健康診査受診票14回分を母子健康手帳と一緒に交付し、妊婦健康診査受診の徹底を図ります。

表4.18 妊婦健康診査の年度別見込量

		推計(人回)				
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①年間実利用者数	447	5, 642	5, 446	5, 292	5, 152	4, 984

(3) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用まだは行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

事業量の確保策

〈平成27~31年度〉

○対象者数や実際に負担する実費徴収等の額等を調査し、事業の効果等を勘案した上で、 事業実施の必要性について検討していきます。

(4) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

① 多様な主体の参入促進事業(特別支援)

私学助成(特別支援教育経費)や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れる場合に、職員の加配に必要な費用を補助する事業です。

事業量の確保策

<平成27~31年度>

○対象障害児の障害の範囲や認定方法等について検討した上で、子ども一人ひとりの状態 に応じた適切な教育・保育の拡大を図ります。

第5章

次世代育成支援の施策展開

第5章 次世代育成支援の施策展開

次世代育成支援対策は、平成 17年4月から平成 27年3月までの 10年間において十和田市次世代育成支援行動計画(前期・後期計画)が推進されてきました。

本計画においても、後期計画と同じ基本理念を引き継ぐこととし、その実現に向けて同様の 7つの基本目標のもとで関連施策を事業担当課ごとに評価して見直しを行いました。次頁以降 において各施策と関連事業を改訂した具体的な推進策等を記載しています。

次世代育成支援対策の基本目標

基本目標1 地域における子育で支援の充実

基本目標2 親と子の健康確保および増進

基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備

基本目標5 子育てと仕事の調和の実現

基本目標6 子ども等の安全確保

基本目標7 要保護児童へのきめ細やかな取組の推進



基本目標1 地域における子育ての支援

推進施策1 保育サービスの充実

現状と課題

今後、少子化の影響があるものの母親の就業率の増加、勤務形態等の多様化により、認可保育所需要は当面このまま推移するものと予測され、保育所における延長保育・一時保育・休日保育など、多様な保育サービスの充実が必要と考えられます。

施策の取組

① 保育サービスの充実

サービス利用者の生活実態および意向を十分に踏まえて、子どもの健やかな育成と保護者が安心して働くことのできる保育サービスの更なる提供体制を整備していきます。 さらに、保育士の人材育成を図るため、各種研修会への参加の促進を図ります。

② 保育所の整備

快適な保育環境の整備と入所児童の安全確保を図るため、老朽化した保育所施設の整備を計画的に進めていきます。

事業名	事業内容	後期 評価	担当課
延長保育事業	保護者が仕事等のために児童の保育を希望する場合は、通常の保育所の開閉所時間を超えて保育を 行い、保護者の利便性の向上を図ります。	A	福祉課
一時預かり事業	保護者が何らかの事情により保育ができなくなった在宅の児童を預かります。また、在宅で子育てをしている家庭に対し事業の広報活動を推進します。	С	福祉課
休日保育事業	保護者の就労の多様化に対応するために、日曜日・祝日も含め、年間を通じて開所し、保育を必要とする児童を預かります。	A	福祉課
病児保育事業	病気の急性期または回復期にあたって、集団保育が困難なお子さんで、かつ保護者が勤務等の都合により家庭で保育を行うことができない場合に、病院等に設置された専用スペースにおいて一時的に保育を行います。	В	福祉課
障害児保育事業	集団保育が可能な障害児を対象として保育を行い ます。	А	福祉課
保育所整備事業	児童の安全確保を図るため、保育所整備を計画的 に進めます。	В	福祉課

[※]後期評価の記号は、後期計画の実施においてA=目標達成、B=目標に向かって推進、C=現状維持、D=停滞、E=事業未実施、F=評価できず、を意味しています。

推進施策2 地域における子育ての支援

現状と課題

放課後児童クラブ(仲よし会)は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校の児童について、放課後等において生活と遊びの場を提供し、その健全な育成を図る事業です。 地域における子育て支援サービスとして、9小学校区で開設しています。

また、地域子育て支援拠点事業は、少子化や核家族の進行、地域社会の変化など子ども や子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、子育て不安に対する相談や指導、子育てサークルへの支援など地域の子育て家庭に対する育児支援を行うものです。本市では、7か 所の子育て支援センターがあります。

施策の取組

① 放課後児童クラブの充実

今後は、「放課後児童クラブガイドライン」や「十和田市放課後児童健全育成施設条例」「十和田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に 沿った形で、保護者のニーズに対応した運営ができるよう検討します。

また、学校の余裕教室の活用等による施設確保等により待機児童の発生の防止に努めます。

② 子育て支援センターの充実

すべての子育て家庭への支援を行う観点から、子育て支援センターの機能の充実を図るとともに、子育て親子の交流や育児不安の解消など、様々な子育て支援サービスの強化を図ります。

事業名	事業内容	後期 評価	担当課
放課後児童健全育 成事業	学校終了後の放課後等に、家庭に保護者がいない 児童を対象として、登録制による学童保育を行い、 児童の健全育成に取り組みます。	В	福祉課
地域子育て支援拠点事業	子育て支援サークル親子や地域未就学児童親子を対象に様々な行事を行うとともに、家庭での子育てに関する不安や悩み等の解消のための相談事業、健康相談など各方面にわたり子育てを支援します。センター事業内容の充実を図るとともに、積極的な住民参加を啓発・促進するよう努めます。	А	福祉課

[※]後期評価の記号は、後期計画の実施においてA=目標達成、B=目標に向かって推進、C=現状維持、D=停滞、E=事業未実施、F=評価できず、を意味しています。



推進施策3 子育て支援ネットワークづくり

現状と課題

健やかな子育てを地域社会で見守り育て支えていくために、関係機関・地域住民・ボランティアなどが連携し、子育て支援のネットワークを構築し、子育てに関する様々な問題に対して地域住民が協力しながら解決していくことが大切です。そのためにも子育て支援のネットワークの形成の充実を図り、利用者に十分周知されるよう、子育てガイドブックの配布等による情報提供の継続が必要と考えられます。

施策の取組

① 関係機関の連携強化

保育所、学校、保健センター、子育て支援センター等との連携を図りそれぞれの機能 や役割を充実させ、相互の情報交換とネットワークの形成を強化させます。

② 子育て支援情報の提供

引き続き、子育て支援情報を総合的にまとめた子育てガイドブックを作成します。

事業名	事業内容	後期 評価	担当課
地域子育て支援拠 点事業(再掲)	子育て支援サークル親子や地域未就学児童親子を対象に様々な行事を行うとともに、家庭での子育てに関する不安や悩み等の解消のための相談事業、健康相談など各方面にわたり子育てを支援します。センター事業内容の充実を図るとともに、積極的な住民参加を啓発・促進するよう努めます。	А	福祉課
学校評議員配置事業	地域や保護者の意見を幅広く聞き、地域に開かれ た学校を実現するために、学校評議員を設置し活 動を行います。	А	教育総務課
少子化対策・子育 て支援総合ガイド ブックの作成	子育て支援情報を総合的にまとめた子育て支援マップや子育てガイドブックを作成し、子育て支援の周知を図ります。	А	健康増進課

[※]後期評価の記号は、後期計画の実施においてA=目標達成、B=目標に向かって推進、C=現状維持、D=停滞、E=事業未実施、F=評価できず、を意味しています。

推進施策4 児童健全育成支援の充実

現状と課題

少子化や核家族化等の問題から地域社会における児童間の交流も減少傾向となり、児童 の社会性の発達や規範意識の形成に影響を与えることが、危惧されます。

施策の取組

① 放課後子ども総合プランの推進

子どもたちが分け隔てなく遊び、交流し、活動できる居場所づくりとして推進されるよう、関係者との連携強化を図り、放課後子ども教室と放課後児童クラブ(仲よし会)の連携した運営を充実していきます。

② 健全育成環境の整備

青少年の健全育成や非行防止のため、家庭、学校、地域社会等との連携を強化し、非 行の早期発見・指導を目的とした活動の充実を図ります。

事業名	事業内容	後期 評価	担当課
絵本の読み聞かせ の推進	絵本を通じて、親子のコミュニケーションを図る ことの大切さを知らせ、家庭においても絵本の読 み聞かせができるように働きかけます。	А	健康増進課
放課後子ども総合 プラン	放課後子ども教室と放課後児童クラブ(仲よし会) の連携強化を図ります。	А	スポーツ・ 生涯学習課
学校施設開放の 促進	子どものスポーツ活動の場として、休日の学校施 設開放を促進します。	С	教育総務課
青少年環境浄化 活動の推進	有害図書類追放、回収をはじめとした青少年環境 浄化活動を行います。	Е	スポーツ・ 生涯学習課

[※]後期評価の記号は、後期計画の実施においてA=目標達成、B=目標に向かって推進、C=現状維持、D=停滞、E=事業未実施、F=評価できず、を意味しています。



基本目標2 親と子の健康確保および増進

推進施策1 こどもや母親の健康の確保

現状と課題

保健センターでは、疾病の早期発見、早期治療を図るため、妊婦健康診査、乳幼児健康診査(4か月児健診、1歳6か月児健診、2歳6か月児健診、3歳6か月児健診)を実施しています。健康カレンダー等や個別通知による勧奨を行って受診率の向上に努め平成20年度で95%以上となっています。また、妊婦検診については、平成21年度に公費負担回数を14回に増やすなど、安心・安全に子どもを産めるための取組を強化しました。

今後も、出産期から乳幼児期にかけて、親子の健康の保持・増進を図り、子育て不安の 解消や乳幼児健診率の向上に向けての取組の継続が必要です。

施策の取組

① 妊産婦講座等の充実

妊娠中の保健や栄養等の情報提供や妊産婦の悩み、不安解消の相談等による妊娠講座 の充実に努め、妊産婦が安心して出産できる環境づくりを推進します。

② 乳幼児健康診査・健康相談の充実

乳幼児健康診査の受診率の向上を図り、事後指導や健康相談の充実に努めます。

事業名	事業内容	後期 評価	担当課
母親教室	妊娠の喜びを実感し、楽しく妊娠生活を送り安心 して出産に臨むことができるような支援を行い ます。	В	健康増進課
両親学級	両親が妊娠・出産・育児の大切さを知り、育児の 負担が母親だけにかからないように、夫の参加を 促進し、夫婦の役割分担を再認識させるととも に、育児不安の軽減や夫婦のコミュニケーション を図ります。	А	健康増進課
産婦・新生児訪問 指導	出産後1か月以内に産婦・新生児宅を訪問し、子育て支援・保健指導を行います。子育てに不慣れな母親の子育て支援として、事業内容の充実を図り推進していきます。	А	健康増進課
定期健診事業	より健康的な生活を送るために、各種定期健診の 受診を推進します。	В	健康増進課
妊婦委託健康診査 事業	妊婦の疾病予防と妊娠期の異常を早期発見し、適切な支援を推進します。	В	健康増進課
乳児委託健康診査 事業	乳幼児の疾病予防と発育時の異常を早期発見し、 適切な医療・保健指導を推進します。	В	健康増進課
予防接種	予防接種の種類等の周知活動を実施し、未接種の 児童をなくす取組を行います。	В	健康増進課
母子健康手帳交付	母子の健康確保のために母子保健の有効活用を 促進していきます。	А	健康増進課
療育相談	障害の疑いのある乳幼児の診査を行い、必要な療育相談を行います。	F	健康増進課

母子保健相談	「乳幼児相談」から名称を変更しました。 乳幼児(要継続観察児)とその保護者を対象に、 乳幼児の健全な発達や、保護者の育児不安の軽 減・解消を図ります。	В	健康増進課
子ども医療費の給付	乳幼児および小学生が元気ではつらつと育つことを目的とし、乳幼児の入院・通院、小・中学生の入院において、保険診療を受けた場合の自己負担分を保護者に対し支給します。	А	福祉課

[※]後期評価の記号は、後期計画の実施においてA=目標達成、B=目標に向かって推進、C=現状維持、 D=停滞、E=事業未実施、F=評価できず、を意味しています。

推進施策2 食育の推進

現状と課題

朝食を欠食する子や孤食の子が増えてきています。子どものころからの健全な食生活は、 心身の健全育成におおきく影響することから、食に関する関心と理解を深めることが大切 です。食育においては、保健センターで実施している母親学級でバランスの良い食事の摂 り方等を通じ妊娠期からの食育の推進に努めるとともに、親子が健康的な食生活が営める よう親子食育教室を実施し食育の推進を図っています。

施策の取組

① 食育の推進

保育所・幼稚園・小中学校などへ布絵本教材を活用した食育の推進を図っていくとと もに、食事バランスガイドの普及に努めます。

事業名	事業内容	後期 評価	担当課
保育所(園)におけ る食育教育	食生活、生活リズムの大切さを啓発し、乳幼児の 健康確保に努めます。	O	健康増進課
母親教室(再掲)	妊婦の健康づくりを主とした理想的な食習慣の 啓発に努めます。	В	健康増進課
栄養相談の推進	子どもたちの健康で丈夫な体づくりを目指し、正 しい食習慣を身につけるための栄養相談を推進 します。	В	健康増進課

[※]後期評価の記号は、後期計画の実施においてA=目標達成、B=目標に向かって推進、C=現状維持、 D=停滞、E=事業未実施、F=評価できず、を意味しています。

推進施策3 思春期保健対策の充実

現状と課題

思春期は、子どもから大人への過渡期であり心身のバランスから様々な問題が生じやすい時期です。



施策の取組

① 思春期保健対策

思春期における乳幼児とのふれあい体験を通し、命の尊さや育児の楽しさを学ぶ機会を与える取組を継続して実施します。

また、薬物乱用、喫煙が心身に与える影響などの教育等を推進し、広報啓発活動に努めます。

② 相談体制の充実

思春期における子どもの心の健康に関して、気軽に相談できる体制の充実を図ります。

事業名	事業内容	後期 評価	担当課
赤ちゃんふれあい 体験学習	次代の親となる中学3年生を対象に、実際に赤ちゃんとふれあうことで命の尊さや育児の楽しさを体験から学ぶ機会を与えます。 また、自分の心身の発達変化について考えることで、自分の将来を真剣に見つめることとなるように活動を行います。 学校主体の開催をすすめ、健康教育についての連携を図り実施します。	С	健康増進課
学校における思春 期保健対策	各学校を通じて、性や飲酒、喫煙、薬物がもたら す心身への影響などの教育を行い、児童の健全育 成を推進します。	С	健康増進課

[※]後期評価の記号は、後期計画の実施においてA=目標達成、B=目標に向かって推進、C=現状維持、D=停滞、E=事業未実施、F=評価できず、を意味しています。

推進施策4 小児医療体制の整備

現状と課題

医療費の増大による経済的負担も少子化の原因の一つとして指摘されている部分もあり、こうした子育て家庭への負担の軽減策の一環として、子ども医療費給付事業やひとり 親家庭等医療費助成事業を実施しています。今後も継続していく必要があります。

施策の取組

① 小児医療体制の整備

乳幼児期の子どもを持つ家庭の経済的負担の軽減を図るため、乳幼児医療費助成等の 事業拡大を実施し、「子ども医療費の給付」として継続実施します。また、医療機関窓 口での現物給付制度の利用を促進します。

事業名	事業内容	後期 評価	担当課
子ども医療費の給付(再掲)	乳幼児および小学生が元気ではつらつと育つことを目的とし、乳幼児の入院・通院、小・中学生の入院において、保険診療を受けた場合の自己負担分を保護者に対し支給します。	А	福祉課

[※]後期評価の記号は、後期計画の実施においてA=目標達成、B=目標に向かって推進、C=現状維持、 D=停滞、E=事業未実施、F=評価できず、を意味しています。

基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

推進施策1 次代の親の育成

推進施策2 子どもの生きる力の育成にむけた学校教育の整備

推進施策3 家庭や地域の教育力の向上

推進施策4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

現状と課題

本市では、小学校17校、中学校9校があり、家庭や地域と連携した取組を行い、確かな学力と豊かな心の育成を図っています。また、教育の原点である家庭教育の質の向上のため、家庭教育に関する講座等を実施するなど家庭教育に向けた支援にも取り組んでいます。

また、次代の親となる子どもたちへ実際に赤ちゃんと触れ合うことで命の尊さや、育児の楽しさを体験から学ぶ赤ちゃんふれあい体験学習を実施しています。

近年のインターネットの普及や子どもの携帯電話の利用率の上昇などにより、子どもたちに対する各種メディアによる有害情報の氾濫などが社会問題となっています。

施策の取組

① 家庭教育の推進

家庭教育学級の実施や子育て相談の実施など、家庭教育の充実を目指し事業の積極的な展開を図ります。

② 学校教育の整備

学校教育のさらなる改善にむけた支援に努めるとともに、学校と家庭・地域の連携強化を進め、地域全体で子どもを見守る環境整備に努めます。

③ 有害環境対策の推進

子どもの携帯電話の利用指導、フィルタリングの普及促進に努め、子どもたちがインターネット上のいじめや有害情報等に巻き込まれないよう、学校、家庭において、正しい知識やモラル教育を推進します。

事業名	事業内容	後期 評価	担当課
赤ちゃんふれあい 体験学習(再掲)	次代の親となる中学3年生を対象に、実際に赤ちゃんとふれあうことで命の尊さや、育児の楽しさを体験から学ぶ機会を与えます。また、自分の心身の発達変化について考えることで、自分の将来を真剣に見つめることとなるように活動を行います。 学校主体の開催をすすめ、健康教育についての連携を図り実施します。	С	健康増進課



学校施設整備事業	老朽化した学校施設を改築し、教育環境の改善と 安全確保の整備を図ります。	А	教育総務課
就学援助事業	女主唯保の登幅を図りより。 経済的理由により、子どもを就学させることが困 難であると認められた家庭に対し、学用品・通学 用品等の援助を行います。	С	教育総務課
私立幼稚園就園奨 励費補助事業	私立幼稚園に在園する園児の保護者に対し、保護者の所得に応じて、私立幼稚園の入園料および保育料の減免措置に対して補助を行います。	А	教育総務課
第三子以降保育料 軽減事業	保育所に在園する3歳未満の第三子以降の児童 の保護者に対し、保護者の所得に応じて保育料の 軽減を行います。	В	福祉課
外国語指導助手 (ALT)の活用	「英語指導助手(ALT・ACT)の活用」の事業内容を見直し、継続実施します。 外国語指導助手(ALT)の小・中学校への派遣を進めます。	А	指導課
教育相談体制の充実	教育相談室、適応指導教室および教育相談員の学校派遣により、教育相談体制の充実に努めます。	А	指導課
体育の充実	「体育事業の充実」の名称を改め、継続実施します。 す。 指導計画・指導方法の工夫を行い、児童の健やか な身体の育成に努めます。	В	指導課
健康教育の充実	「健康教育(保健)」の事業内容を見直し、継続 実施します。 関係機関・団体との連携等による指導の充実を図 り、健康教育の充実を図ります。	В	指導課
健 や か な 体 の 育 成・食育の充実	給食を通して栄養の知識や食の大切さを指導するとともに、地産地消を推進します。	А	教育総務課 健康増進課
開かれた学校づくり	学校評議員制度を活用し、開かれた学校づくりを進めます。	С	教育総務課
十和田市連合PT Aへの支援	PTA連絡協議会や各活動の補助および行事への協力を行い、信頼される学校づくりに向けて体制整備を推進します。	В	スポーツ・ 生涯学習課
保育所(園)、幼稚 園と小学校の連携	保育所(園) や幼稚園から小学校への円滑な移行 のための連携強化を図ることで、幼児教育の充実 を図ります。	В	指導課
子育て相談の充実	地域や子育て中のすべての家庭がもつ子育ての 悩みや不安の解消を目的とした子育て相談の実 施と、情報提供を行います。	В	健康増進課
学校施設開放の促 進(再掲)	子どものスポーツ活動の場として、休日の学校施 設開放を促進します。	С	教育総務課
青少年相談事業の 充実	特別相談員と関係機関との連携を強化し、青少年の相談事業の充実を図ります。	Е	スポーツ・ 生涯学習課
地域ぐるみ青少年 健全育成活動の推 進	青少年健全育成会・育成協議会・育成連絡会議等 を開催し、各種関係機関との連携を強化し、地域 における青少年健全育成活動の推進に努めます。	А	スポーツ・ 生涯学習課
インターネットの 適正利用の啓発	インターネット利用のための正しい知識やモラルを習熟させるとともに、出会い系サイトやアダルトサイト等による犯罪防止および被害防止のための啓発事業を進めます。	А	スポーツ・ 生涯学習課 指導課

[※]後期評価の記号は、後期計画の実施においてA=目標達成、B=目標に向かって推進、C=現状維持、D=停滞、E=事業未実施、F=評価できず、を意味しています。

基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備

推進施策1 安全な道路交通環境の整備

推進施策2 安全で安心できるまちづくりの推進

現状と課題

子どもが安全に安心して登校・下校ができ、休日も安全に過ごすことができるよう道路環境の整備を図るため、道路整備時における交通安全対策への配慮、通学路の安全状況の確認を行っています。今後も、継続した取組が必要です。

施策の取組

① 生活環境の整備

引き続き、道路整備時における交通安全対策への配慮、通学路の安全状況の確認等により整備します。

② 通学路の安全確保

冬場の安全な通学路の確保のため除排雪に努めます。

③ 子育てにやさしい生活環境

子育て家庭にやさしい環境づくりとして、公共施設のトイレ等にベビーシートやおむ つ交換台の設置や授乳スペースの確保を進めます。

事業名	事業内容		担当課
交通安全施設の 整備			まちづくり 支援課
道路整備	市街地発展の動向を勘案して、生活関連道路を順 次整備します。	В	土木課
犯罪・防犯に関する 情報交換事業	子どもを犯罪から守るために、防犯のための情報 交換を定期的に行い、地域の防犯に努めます。	В	まちづくり 支援課
地域防犯活動促進 事業	犯罪を未然に防止するため、地域ぐるみで不審者のチェック、不審車両のナンバーチェックに努めるとともに、市民の防犯に関する意識の高揚を図ります。	В	まちづくり 支援課
防犯灯の整備	安全で安心なまちづくりを進めることを目的に、 防犯灯および町内会が設置する街路灯の整備を 推進します。	Α	まちづくり支援課

[※]後期評価の記号は、後期計画の実施においてA=目標達成、B=目標に向かって推進、C=現状維持、 D=停滞、E=事業未実施、F=評価できず、を意味しています。



基本目標5 子育てと仕事の調和の実現

推進施策1 多様な働き方の実現および男女共同参画社会の推進

推進施策2 仕事と家庭の調和

現状と課題

仕事は、暮らしを支え生きがいや喜びをもたらすものですが、同時に家事・育児や地域活動も暮らしに欠かすことができないものです。そのどちらも充実してこそゆとりある子育てができると考えられます。しかし、安定した仕事に就けない、仕事と子育てや介護との両立に悩むなど、仕事と生活の間で問題を抱える人が多くみられます。これらが、将来の不安につながり少子化へつながる要因の一つと考えられます。

それらを解決する取組として、仕事と家庭の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現 や男女共同参画社会の実現が求められています。

施策の取組

① 男女共同参画社会の推進

夫婦で協力しながら子育てに取り組めるよう、引き続き両親学級の充実を図ります。

② 仕事と家庭の調和(ワーク・ライフ・バランス)の普及啓発

多様な働き方を選択しやすい環境づくりや育児休業制度、超過労働の縮減など子ども とのふれあいの時間を確保できるよう、仕事と家庭の調和(ワーク・ライフ・バランス) の普及啓発を図ります。

事業名	事業内容	後期 評価	担当課
労働相談・職業相 談の開催協力	労働問題および職業相談の開催協力と広報等に よる周知を図ります。	С	商工労政課
ハローワーク等関 係機関との連携	関係機関と連携した雇用および労働条件の改善を図ります。	В	商工労政課
仕事と家庭の調和 のための広報・啓 発	男女雇用機会均等法、労働基準法、育児・介護休業法等の周知を図るとともに、企業における子育てしやすい体制づくりを働きかけます。	В	総務課

[※]後期評価の記号は、後期計画の実施においてA=目標達成、B=目標に向かって推進、C=現状維持、 D=停滞、E=事業未実施、F=評価できず、を意味しています。

基本目標6 子ども等の安全確保

推進施策1 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

推進施策2 子どもを犯罪の被害から守るための活動の推進

推進施策3 被害に遭った子どもの保護の推進

現状と課題

近年、交通事故や多種多様な犯罪が増加し、それに伴い子どもの日常生活も脅かされています。本市では、平成21年度にWHOの推奨する「セーフコミュニティ」の認証を受けて以来、事故、犯罪、暴力、自殺などを行政、組織、団体、住民の協働で予防し、その方法を科学的な視点から確認し、改善につなげていく取組を続けています。

施策の取組

① 子どもの安全確保

地域ぐるみで「セーフティプロモーション」を実践し、交通安全活動をはじめ、事故 防止のため危険箇所改善対策活動等を行い、安心で安全な街づくりを目指します。

② 子どもの保護の推進

被害に遭った子どもの継続的支援活動を、医療・福祉・教育の各機関で連携し、効果的に推進します。

事業名	事業内容	後期 評価	担当課
地域と関係機関に よる交通安全指導 の実施事業	保護者をはじめとする地域住民、学校、関係機関 が連携して交通安全指導を行い、子どもたちの安 全確保を推進します。	С	まちづくり 支援課
交通安全広報活動 の推進	地域や関係機関が関連した街頭キャンペーン等 を実施し、地域における交通安全啓発に努めま す。	С	まちづくり 支援課
交通事故防止の情 報提供	子どもを交通事故の被害から守るため、情報提供を行い、交通事故撲滅に努めます。	О	まちづくり 支援課
犯罪・防犯に関する 情報交換事業 (再掲)	子どもを犯罪から守るために、防犯のための情報 交換を定期的に行い、防犯に努めます。	В	まちづくり 支援課
地域防犯活動促進 事業(再掲)	犯罪を未然に防止するため、地域ぐるみで不審者のチェック、不審車両のナンバーチェックに努めるとともに、市民の防犯に関する意識の高揚を図ります。	В	まちづくり 支援課
防犯灯の整備 (再掲)	安全で安心なまちづくりを進めることを目的に、 防犯灯および町内会が設置する街路灯の整備を 推進します。	А	まちづくり 支援課
地域安全広報活動 の推進	地域や関係機関が連携した街頭キャンペーン等を行い、地域全体で子どもを犯罪から守る体制づくりを推進します。	С	まちづくり 支援課

十和田市



犯罪・被害情報の提供	子どもを犯罪の被害から守るための情報提供を 行い、子どもたちを犯罪の被害に遭わない体制づ くりを推進します。	В	まちづくり 支援課
パトロール活動の 推進	地域と関係機関が連携したパトロール活動を展開し、子どもの安全確保に努めます。	В	まちづくり 支援課
家庭児童相談室の 設置事業	家庭における適正な児童療育、その他の家庭児童 福祉の向上を図ります。	В	福祉課

[※]後期評価の記号は、後期計画の実施においてA=目標達成、B=目標に向かって推進、C=現状維持、D=停滞、E=事業未実施、F=評価できず、を意味しています。

基本目標7 要保護児童へのきめ細やかな取組の推進

推進施策1 児童虐待防止対策の充実

推進施策2 ひとり親家庭等の自立支援の推進

推進施策3 障害児施策の推進

現状と課題

近年、子育て中の若い世代の離婚の増加に伴い、ひとり親世帯が増えています。また、 昨今の景気の悪化により、経済的に不安定な状態であり、自立した社会生活を送れること ができるよう支援が必要です。子育ての不安の中で、保護者が子どもに対し肉体的・心理 的にいじめたり、世話をしないで放置するなど児童虐待についても、年々相談対応件数の 増加や深刻化が問題となっています。

児童虐待は、家庭の中で起こり潜在化していることが多いため、早期発見・防止のために相談体制の充実と学校・行政・地域等が連携して情報の共有化を図ることが必要です。 障害のある子や発達に心配のある子の成長段階に応じた健全な発達が図られるよう保育所・学校などの関係機関の連携や支援の充実が必要です。

施策の取組

① ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭等の親子が地域社会の中で健康で安心した生活が送れるよう、ひとり親家庭等に対する子育て支援、生活支援、就業・就労支援などの自立支援対策を総合的に行える体制の構築を図ります。

② 児童虐待防止対策の充実

児童虐待を早期に発見し適切な対応をするため、各種関係機関との連携を強化し、児童虐待から児童を守ります。

③ 障害児施策の推進

引き続き、障害児保育や小・中学生の障害に応じた特別支援教育を推進します。

事業名	事業内容	後期 評価	担当課
民生児童委員協議会 (児童部会)	児童・生徒の健全育成を目指し、民生児童委員が 小・中学校を訪問し児童虐待等の問題が早期発見 できるように取組を強化します。	В	福祉課
虐待に関する相談 の充実	家庭相談員による児童虐待に関する相談、指導を 行い児童虐待防止に努めます。	В	福祉課
主任児童委員、民生 児童委員の活用	児童虐待の早期発見、早期対応を実現するため主任児童委員、民生児童委員を積極的に活用し、児童虐待の実態把握を図ります。	В	福祉課
ひとり親家庭等医 療費助成事業	ひとり親家庭等の児童および親に対して、医療費の一部を助成します。	В	福祉課



母子生活支援施設 措置事業	配偶者のない女子および児童を対象に、施設入所措置を行い保護するとともに、自立促進のための生活支援を行います。	В	福祉課
遺児援護対策事業	遺児の健全な育成を図るため、入学祝金・卒業祝金および弔慰金を支給します。	В	福祉課
児童扶養手当給付 事業	ひとり親家庭等の児童の心身の健やかな成長に 寄与するため、手当を給付します。		福祉課
母子寡婦福祉資金 の貸付	「母子及び寡婦福祉法」に基づく福祉資金の貸付 を行います。	В	福祉課
障害児保育事業(再掲)	集団保育が可能な障害児を対象として保育を行います。	А	福祉課
特別児童扶養手 当・障害児福祉手当 の支給	障害児と障害児の養育者に対して、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」に基づく手当を支給します。	В	福祉課
特別支援教育の充実	小・中学生を対象に、障害に応じた特別支援教育 を実施します。また、保護者の希望に応じ、可能 な限り補助員配置による教育を推進します。	В	教育総務課
障害福祉サービス 事業 (児童デイサー ビス)	児童を対象に、日常生活における基本的な動作の 指導や集団生活への適応訓練などを行います。	В	福祉課

[※]後期評価の記号は、後期計画の実施においてA=目標達成、B=目標に向かって推進、C=現状維持、D=停滞、E=事業未実施、F=評価できず、を意味しています。



計画の推進体制



第6章 計画の推進体制

1 庁内体制の整備

本計画は子ども・子育て支援施策を推進するための指針となるものであり、福祉、保健、医療、教育、労働、まちづくりなど、幅広い分野にわたる施策を総合的かつ効果的に推進する必要があります。

そのため、健康福祉部福祉課を中心に計画を策定して施策を推進するとともに、関係部局と の有機的な連携や緊密な調整を行いながら少子化対策を総合的に推進し、様々な施策を全庁的 な取組として積極的に進めます。

平成26年度には庁内に若手職員プロジェクトチームが設置され、「人口減少対策」と「少子化対策」をテーマに施策又は行政改革案の提言が行われています。

2 家庭・地域における取組や活動との連携

よりよい子育て環境づくりは、行政の取組だけでは実現できません。子どもや子育て家庭に対して個別に支援するとともに、さらに、家庭・地域が、積極的に家庭や地域の子育てに関する課題を解決することが求められています。

そのため、直接的な子育て支援の取組だけでなく、子どもの持つ本来の力、家庭が持つべき 子育て力を引き出すため、「子育ち」「親育ち」という自立の視点のもと、子育てサークル、 ボランティア、さらにNPOなどの関係機関・団体や個人の活動を支援し、連携しながら地域 の子育て支援を推進します。

3 市民および企業等への広報・啓発

社会全体で子育て支援に取り組むためには、市民や企業、関係団体および行政が協働して進める必要があります。

中学生や高校生は、次代の親となるための段階に進み、市民や企業、関係団体等は仕事と生活の調和の実現を目指し、子育て支援という社会的役割を担うことが、子育てや児童の健全育成を含む総合的な子育て支援へとつながります。

市広報誌やパンフレット、市ホームページ等で子育てに関する情報を提供するなど、より効果的・効率的に計画内容の広報・啓発に努めます。

4 計画の進行管理および計画の点検・評価

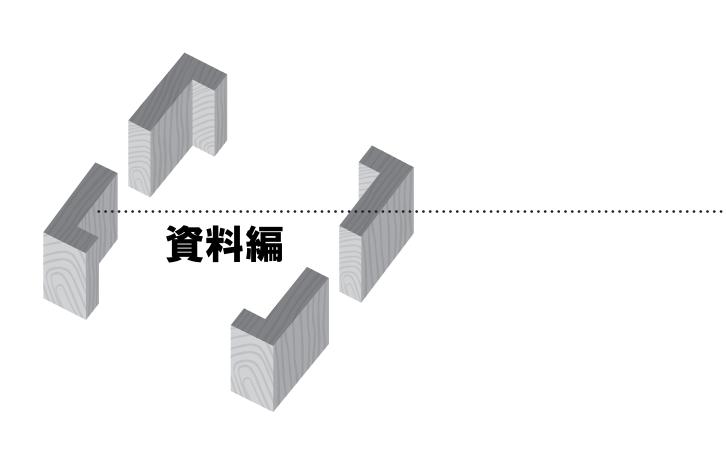
子ども・子育て支援に係る様々な施策の進捗状況を把握するとともに、基本理念の達成に向けて効果の検証を行い、計画の見直しや施策の改善、充実につないでいく、PDCAサイクルを確立していくことが重要です。

十和田市



毎年度の取組の進捗管理を行うとともに、目標や 指標により基本理念の達成に向けた効果検証を行い、 施策の改善、充実を図ります。さらに、目標や指標 の達成状況に応じて、計画期間の中間年において必 要な計画の見直しを行います。







資料編

1 十和田市子ども・子育て支援会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1 項に規定する合議制の機関として、十和田市子ども・子育て支援会議(以下「支援会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 支援会議は、法第77条第1項に掲げる事務その他市長が必要と認める事務を処理する。

(組織)

- 第3条 支援会議は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから、市長が 委嘱する。
 - (1) 児童の福祉その他子どもに関係する事業に従事する者
 - (2) 学識経験者
 - (3) 関係行政機関の職員
 - (4) 市内に居住し、又は通勤する者であって、市長が行う公募に応じたもの

(会長及び副会長)

- 第4条 支援会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
 - 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

- 第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
 - 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

- 第6条 支援会議は、会長が招集する。ただし、委員の任命後、最初の会議は、市長が 招集する。
 - 2 会長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、 支援会議を招集しなければならない。
 - 3 支援会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
 - 4 支援会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た個人の情報その他秘密にすべき事項を他人に漏らして はならない。その職を退いた後においても同様とする。

(庶務)

第8条 支援会議の庶務は、児童福祉主管課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、支援会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。



2 委員名簿

氏 名	関係機関・団体名	職名	備考
向井 博	十和田市校長会	藤坂小学校校長	会 長
太田 功一	十和田地区保育研究会	社) 如水会 まきばの保育園園長	副会長
古舘 きよ	十和田私立幼稚園協会	学校法人 さつき幼稚園園長	
石倉 伶子	青森県私立保育園協議 会十和田地区	(青森県私立保育園協議会十和田地 区代表) ほなみ保育園園長	
野月 智江	十和田地区医師会	のづき内科小児科クリニック副院長	
舘向 志保	十和田市障がいの ある子を育む親の会 連絡協議会	十和田市障がいのある子を育む親の 会連絡協議会理事	
福士 勝子	十和田ファミリー・ サポート・センター	社) 三徳会 十和田めぐみ保育園園長	
進藤 昭仁	子育て支援センター	社) 純心会 まるく保育園園長	
中沢 洋子	放課後児童健全育成事 業(仲よし会)	(北園小学校仲よし会指定管理者) 特定非営利活動法人 十和田NPO 子どもセンター・ハピたの代表理事	
母良田 篤夫	行政	教育部長	
横道 彰	行政	観光商工部長	
田上 守男	行政	健康福祉部長	
石倉 悦子	保護者	公募委員	
佐々木 悦世	保護者	公募委員	
田中 由美子	保護者	公募委員	



3 会議の開催日と審議内容

会議	開催日	審議内容
第1回	平成25年9月2日	・委嘱状交付・子ども・子育て支援新制度の概要について・当市の子ども・子育て支援策の現状について・今後の審議スケジュールについて・子ども・子育て支援に関するニーズ調査の実施について
第2回	平成26年3月25日	・子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果について・教育・保育の提供区域の設定について・教育・保育の需要量見込みについて・子ども・子育て支援事業計画骨子(案)について
第3回	平成26年5月15日	教育・保育の提供区域の設定について地域型保育事業の設備及び運営に関する基準等について今後の審議事項及びスケジュールについて
第4回	平成26年7月30日	・子ども・子育て支援事業計画(案)について ・子ども・子育て支援新制度における施設の設備及び運営に関する基準について ・特定教育・保育施設及び地域型保育事業の運営に関する基準 ・家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準
第5回	平成26年8月27日	・子ども・子育て支援事業計画(案)について・保育の必要性の認定に関する基準(案)について
第6回	平成26年12月17日	・保育の必要性の認定に関する基準(案)について ・教育・保育施設の利用定員について ・教育・保育施設の利用者負担について ・子ども・子育て支援事業計画(案)について
第7回	平成27年2月25日	 教育・保育施設の利用定員の変更について 小規模保育事業の認可に係る意見聴取について 子ども・子育て支援事業計画について ・計画素案への意見(パブリックコメント)について ・計画素案の修正等について ・計画最終案について



十和田市 子ども・子育て支援事業計画



発行日 平成27年3月

発行者 十和田市 健康福祉部 福祉課

住 所 〒034-8615 十和田市西十二番町6番1号

TEL 0176-51-6716 • 6717 FAX 0176-22-7599